②　人的関係　以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

イ　一方の会社の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

ロ　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。）を現に兼ねている場合

【役員の定義】

⑴　会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

⑵　取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）

⑶　委員会設置会社における執行役又は代表執行役

【管財人の定義】

会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人

③　その他見積りの適正さが阻害されると認められる関係　その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

⑷　業務実施上の条件

①　法人に必要とされる業務の実績　当該業務に参加希望する法人は、平成18年度以降に完了した以下の業務について、１件以上の実績を有していること。

国、高速道路株式会社（首都、東日本、中日本、西日本、阪神及び本州四国連絡（いずれも民営化前を含む。）をいう。以下同じ。）、高速道路公社（名古屋、広島及び福岡北九州をいう。以下同じ。）、都道府県又は政令指定都市が発注した「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」（平成28年２月１日付け国土用第49号）（「運用について」という。以下同じ。）記１別紙に記載するいずれかの業務

②　法人に必要とされる資格　「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年９月21日建設省告示第1341号）（「登録規程」という。以下同じ。）第２条第１項別表に掲げる全ての登録部門において登録を受けていること。

③　業務執行体制　本業務の円滑な執行に必要な人員として、予定総括管理員１名、予定主任管理員２名以上、予定専任管理員（ａ）４名以上、予定専任管理員（ｂ）８名以上、予定専任管理員（ｃ）１名以上、予定管理員４名以上を有していること。

④　予定総括管理員等に必要とされる要件

イ　予定総括管理員については、下記ａ、ｂの要件を全て満たしていること。

ａ　次のいずれかの資格等を有する者であること。

・一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」（平成３年３月28日理事会決定）（「実施規程」という。以下同じ。）第３条に掲げる総合補償部門において同第14条に基づく登録を受けた総合補償士

・実施規程第３条に掲げる総合補償部門以外の７部門全てにおいて同第14条に基づく登録を受けた補償業務管理士であり、かつ、公共用地取得に関する補償業務について、指導監督的経験（※１をいう。以下同じ。）を５年以上有する者

ｂ　平成18年度以降に完了した同種業務（※２をいう。以下同じ。）について、１件以上の実績を有すること。

ロ　予定主任管理員については、下記ａ、ｂの要件を全て満たしていること。

ａ　次のいずれかの経験を有する者であること。

・同種業務について、実務経験（※３をいう。以下同じ。）を７年以上有する者（５年以上の指導監督的経験を含む。）

・同種業務及び類似業務（※４をいう。以下同じ。）について、実務経験を20年以上有する者（５年以上の指導監督的経験を含む。）

ｂ　平成18年度以降に完了した同種業務について、１件以上の実績を有すること。

ハ　予定専任管理員（ａ）については、下記ａ、予定専任管理員（ｂ）については、下記ｂ、予定専任管理員（ｃ）については、下記ｃの要件を満たしていること。

ａ　測量法第49条に基づき測量士名簿に登録された測量士であり、かつ、公共用地取得に係る実務経験を７年以上有する者

ｂ　建築士法第５条第１項に基づき一級又は二級建築士名簿に登録された建築士であり、かつ、公共用地取得に係る実務経験を７年以上有する者

ｃ　実施規程第３条に掲げるいずれかの部門において同第14条に基づく登録を受けた補償業務管理士であり、かつ、公共用地取得に係る実務経験を７年以上有する者

ニ　予定管理員については、以下の業務について、実務経験を２年以上有する者

国、高速道路株式会社、高速道路公社、都道府県又は政令指定都市が発注した運用について記１別紙に定めるいずれかの業務

※１　指導監督的経験　運用についての記２⑷の定義による経験又は首都高速道路株式会社がそれと同等と認めた経験をいう。

※２　同種業務　国、高速道路株式会社、高速道路公社、都道府県又は政令指定都市が発注した運用についての記１の別紙に定める「総合補償部門」の業務をいう。

※３　実務経験　国、高速道路株式会社、高速道路公社、都道府県又は政令指定都市における経験の場合は、補償に関する職務に従事していた経験のことであり、民間コンサルタントにおける経験の場合は、２⑸①に記載の業務に直接従事していた経験のこと。なお、経験年数は、当該実務経験を通算する。

※４　類似業務　国、高速道路株式会社、高速道路公社、都道府県又は政令指定都市が発注した運用についての記１の別紙に定める「補償関連部門」の補償説明業務及び「総合補償部門」の公共用地交渉業務をいう。

３　技術提案書の評価基準

⑴　技術提案書による評価

①　業務実績

②　予定総括管理員、予定主任管理員、予定専任管理員、予定管理員の同種業務の実績

③　予定主任管理員、予定管理員の技術資格

⑵　配置予定管理員等からのヒアリングによる評価

①　ヒアリング対象者

イ　予定総括管理員

②　評価項目

イ　専門技術力の確認

ロ　取組姿勢

ハ　コミュニケーション力

４　手続等

⑴　担当部局　首都高速道路株式会社　財務部契約課（担当　吉田　清美）　〒100―8930　東京都千代田区霞が関１－４－１（日土地ビル８階）　ＴＥＬ03―3539―9319

⑵　技術提案書作成要領等の交付期間、交付方法等

①　交付期間　平成28年11月28日（月）から平成28年12月12日（月）午後３時まで

②　交付方法　下記サイトより参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法（ＣＤ－Ｒ等の配布）により無償で交付するので、上記⑴の担当課まで申し出ること。

・首都高速道路株式会社ホームページ（入札公告等）
http://www.shutoko.co.jp/business/bid

③　交付資料のダウンロード操作手順　上記サイトにて、該当業務の交付資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力する。登録確認メール（ダウンロード先ＵＲＬ及びダウンロード先パスワードの通知）を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。

⑶　参加表明書の提出方法、提出期限及び提出場所

①　電子入札システムによる場合　参加表明書（電子入札システムにより提出すること。）

・提出期限　平成28年12月12日（月）午後３時
参加資格確認資料（様式１～４）（書面を提出期限までに必着で持参、郵送（書留郵便に限る。）又は信書便にて提出すること。）